

令和5年度「会計年度任用職員」募集要項

1	募集職種	消費生活相談員(7時間パートタイム)
2	採用予定人数	1人
3	任用期間	任用日から令和6年3月31日まで ※任用期間の始期は、選考日を勘案した上で決定する。 ※採用後1箇月は、条件付採用期間とする。 ※勤務実績等に基づく再度の任用の可能性あり。ただし、公募によらない再度の任用は、2回まで。
4	職務内容	・消費生活に係る苦情、相談の受付及び処理 ・消費生活に関する情報の収集及び提供 ・消費生活啓発事業の企画・立案・実施(セミナー・講座等) ・消費生活の安定向上に関する事業の実施 ・その他、所属長が指示する業務
5	免許・資格・経験	・以下に掲げる資格のいずれかを有する者 ア 消費者安全法の規定による消費生活相談員の資格 イ 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活アドバイザーの資格 ウ 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格 エ 一般財団法人消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格 ・パソコン操作を伴う業務の実務経験(ワード、エクセル) ・普通自動車運転免許(AT限定可) ※地方公務員法第16条に定める以下の欠格条項に該当しないこと ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ②東近江市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
6	募集対象年齢	不問
7	勤務場所	市民部 市民生活相談課 ※新館1階
8	勤務日、勤務時間	月曜から金曜まで(祝日を除く) 8時45分 から 16時45分 7時間勤務、60分休憩
9	報酬、手当 ※翌月21日払い (週休日の場合は前日)	・報酬(時間額) 1,109円/時間 (参考月額…月に20日勤務した場合)155,260円 ・通勤手当(費用弁償)…本市規則に基づき支給(上限55,000円/月) ※自家用車で通勤する場合、指定する駐車場あり。通勤距離2km未満は駐車場利用不可。 ・時間外手当…本市規則に基づき支給 ・期末手当…本市規則に基づき支給なし (任期の定めが6箇月以上かつ1週間の勤務時間が15時間30分以上の者で、基準日に在職している場合に支給)
10	年次有給休暇	本市規則により一会計年度ごとに在職年数と勤務期間に応じて付与
11	加入保険	社会保険・雇用保険 勤務中の災害は、市の公務災害補償等に関する条例による
12	服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒の対象となります
13	選考日、場所	随時実施 東近江市役所 会議室
14	選考の方法	個人面接試験(集団面接の場合あり) ※合否については、面接、履歴書等から総合的に判定します。
15	選考当日の持ち物	①履歴書(写真添付のこと)、②ハローワークの紹介状(ある人のみ)、 ③5のア～エの資格証の写し、④運転免許証の写し ※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。
16	結果の通知	選考日から7日後を目途に郵送で通知します (電話での問合せには、お答えできません)
17	受験申し込み	ハローワーク又は市民生活相談課にお申込みください(電話による応募可) (土日・祝日を除く 9時から17時までの間)
18	問合せ先	東近江市 市民部 市民生活相談課 電話 0748-24-5619 FAX 0748-24-0217 I P 050-5801-5635